

令和3年3月25日

第9回村上市農業委員会会議録

第9回村上市農業委員会定例会を令和3年3月25日午後1時30分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	7番	佐藤昌夫
8番	遠山久夫	9番	本間サヨ子
10番	稲葉浩之	11番	斎藤博
12番	加藤孝平	13番	齋藤文夫
14番	石山章	15番	佐藤裕介
16番	船山寛	17番	大倉毅
18番	大野章	19番	村山美恵子
20番	富樫与志栄		

1. 欠席委員は次のとおりである。

6番 菅原隆雄

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第6号 職員の任免について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 小川良和

事務局次長 大西恵子

事務局副参事 小田雄介

事務局係長 園部和枝

1. 午後1時30分 事務局長(小川良和君) 皆様、ごめんください。定刻になりましたので、ただ

いまから第9回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。議席番号6番、菅原隆雄委員から欠席する旨の報告がありました。よって、出席委員19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

また、今回は合同会議ですので、農地利用最適化推進委員の皆様からもご出席をいただいております。推進委員の方からは、議席番号1番、江端善文委員、10番、河面和芳委員、14番、本間文春委員から欠席する旨の連絡をいただいております。よって、出席者は16名でございます。

それでは初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議事録署名人の指名についてお諮りいたします。

私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第9回村上市農業委員会定例総会議事録署名人には、議席番号18番、大野委員、議席番号19番、村山委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4の報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局から報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、1ページ、報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願についてです。今回は3件の案件であります。

初めに、番号1番、申請人、_____、5筆、合計2,060平米、申請事由として、申請地は約20年前から耕作しておらず、雑木等が生い茂り、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号2番、申請人、_____、土地1筆、182平米、申請事由として、申請地は約40年前から耕作しておらず、雑木等が生い茂り、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

最後に、番号3番、申請人、_____、土地4筆、合計1,512平米、申請事由として、申請地は約20年前から耕作しておらず、丸山ノ一及び西平ノ一は雑木等が生い茂り、原野化しています。また、屋敷__番__及び__番__は小屋、農作業場が建てられ、宅地化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。なお、新屋宇屋敷__番__につきましては、昨年、平成31年4月に農地法の4条の例外による第4条第1項第8号による農作業場が建てられたところではありますが、

今回申請人のほうから一体として申請が上がってきたものになっております。

次に、場所の説明をいたします。番号1番につきましては、3ページと4ページになっておりまして、3ページが羽下ヶ淵地内の筆、2筆、4ページが下渡地内の筆、3筆になっております。

次に、番号2番について、5ページです。山屋地内の地図の中央より右手方向に小さく囲んだ1筆が今回の申請場所になっております。

最後に、番号3番につきまして、新屋地内ですけれども、地図の左上に小さく囲ったところ及び真ん中に四角く囲ったところ、最後、右下のところに囲みました1筆が今回の申請場所になっております。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、今ほど説明のあった件につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、報告は以上といたします。

日程5の議題。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、7ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。今月は全部で5件、使用貸借2件、交換の案件が1件、贈与1件、売買の案件が1件となります。

それでは、番号1番、貸人、____、借人、____、計6筆、9,607平米、農業者年金、経営移譲年金受給のための再設定でございます。

次の番号2番についても同様に、農業者年金受給に関わる使用貸借の再設定になります。

続いて、交換の案件でございます。番号3番、譲渡人、____、譲受人、____、1筆、18平米、契約の種別、所有権の移転、交換でございます。申請者の__さん、__さんのお住まいは隣接しておりまして、お互いに宅地の一部を交換するのですが、一部農地が含まれる形となります。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。番号4番、贈与の案件でございます。譲渡人、____、譲受人、____、計9筆、25,221平米、契約の種別、所有権の移転、贈与でございます。譲渡人と譲受人の間柄につきましては、親子でございます。

続きまして、番号5番、9ページでございます。譲渡人、____、譲受人、____、計2筆、287平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は____円で、10アール当たり____円でございます。

場所の説明をいたします。10ページ御覧ください。下新保集落内中央に館腰保育園がございまして、西側に太く囲った箇所が議案第1号、番号3番の交換の案件の場所となります。

続きまして、右側、11ページ御覧ください。こちら鳥屋集落でございます。集落周辺、太く囲った9筆が番号4番の贈与案件の該当箇所になります。

続いて、めくっていただきまして12ページ、桃川集落やや下側に国道290号線でございます。国道やや上側に太く囲った2か所が今回の売買の該当の箇所になります。以上で場所の説明を終わります。

説明した5件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、今ほど説明のあった案件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号については許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、13ページ、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。今回は1件の案件となっております。

申請人、_____、1筆、324平米、転用の目的、農作業場、農地区分、農振農用地にある農地、備考として、申請者は現在の農作業場が手狭となったため、さきに転用し建設した農機具格納庫に隣接する当該地に農作業場を建設するため、転用申請するものです。なお、申請地は農業振興地域整備計画において農業用施設用地として指定された農地です。農作業場1棟、建築面積198.31平米、農振用途区分変更案件で、令和3年3月15日付変更によるものです。

続いて、14ページ、場所の説明です。山北地区大毎集落内の地図の右方向に四角く囲った場所が今回の申請場所です。

以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、調査の報告をお願いいたします。

12番、加藤委員。

○12番（加藤孝平君） 12番、加藤です。農地法第4条の規定による許可申請についてです。

先月の議案にもありますように農業振興地域整備計画に係る意見書の交付に引き続き、農振用途区分の変更に係る案件となります。3月15日に書面による議決によって許可されたものと伺っております。申請者は、現在の農作業場が手狭となったため、さきに転用、建設した農機具格納倉庫と

隣接し、効率化を図るためと考えております。地区委員全員許可相当と考えております。皆さんのご審議よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（ありませんの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしの声がありますが、議案第2号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、15ページ、議案第3号 事業計画変更承認申請についてです。今回は1件の案件となっております。

当初計画者

_____、1筆、計520平米、移転の内容として、転用期間の変更、変更目的・内容として、申請地は、平成29年10月10日付新潟県村振農第3050号により農地法第5条の許可を得ました。高速道路工事の延長により令和2年9月25日付村農委1036号で期間変更の承認を得たが、さらに工期の延長により期間の変更をするものです。変更前、平成29年10月10日から令和3年3月31日まで、変更後、平成29年10月10日から令和3年9月30日までです。

16ページ、場所の説明をいたします。地図中央、南北に国道7号が走っており、その右方向に大きく囲んだ場所が今回の申請場所です。

以上です。

○議長（石山 章君） 事業計画変更について、現地調査をしていただいておりますので、調査の報告をお願いいたします。

20番、富樫委員。

○20番（富樫与志栄君） 20番、富樫です。朝日地区の農地転用等の現地確認について報告いたします。

朝日地区では3月12日に事業計画変更承認申請のありました案件について協議を行いましたので、ご報告いたします。当日は、午前9時に朝日支所会議室において農業委員5名、最適化推進委員6名、事務局からは大西次長、朝日支所の産業建設課産業観光室の小池室長が出席しまして、事務局より申請内容について説明を受けました。申請内容の確認につきましては、事前に私、3月9日に確認を行っておりました。令和2年9月10日に全員で確認していましたが、状況は変わっていませんでした。申請地は、平成29年10月10日付新潟県村振農第3050号により農地法の第5条の許可

を得ましたが、高速道路工事の延長により期間の変更をするものです。許可当時から転用目的どおり資材置場として適正に使用されており、また今後とも引き続き適正に使用されると判断しまして、朝日地区としては出席委員全員で承認すべきものとの意見がありましたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。
（発言する者なし）

○議長（石山 章君） これも特にないようでありますので、議案第3号については承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、17ページ、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。今回は8件の案件となっております。

まず初めに、番号1番、貸人、____、借人、____、____、1筆、合計300平米、転用目的として住宅建築敷地、契約方法は使用貸借権の設定で、貸人、____と借人、____が親子の関係になっております。農地区分として第2種農地、備考として、申請者は現在の住居が手狭なため、このたび住宅建築を計画し、利便性等を考え、申請地に転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、住宅を集落に接続して設置するものです。木造二階建て1棟、建築面積80.58平米、駐車場2台分です。

次に、番号2番、譲渡人、____、譲受人、____、2筆、合計面積215平米、転用目的として住宅建築敷地、契約方法は売買による所有権の移転で、対価が____円、10アールあたりに換算しますと約____円、農地区分として第3種農地、申請者はこのたび住宅建築を計画し、申請地を最適地と考え、転用申請するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内（第1種低層住居専用地域）の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。木造二階建て1棟、建築面積114.43平米です。

次に、18ページ、番号3番、譲渡人、____、譲受人、____、1筆、合計307平米、転用目的、住宅建築敷地、契約方法は売買による所有権の移転、対価は____円で、10アールあたり約____円、農地区分として第3種農地、備考として、申請者はこのたび住宅建築を計画し、申請地を最適地と考え、転用申請するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内（第1種低層住居専用地域）の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。木造二階建て1棟、建築面積69.28平米です。今回3番の譲渡人と譲受人の住所の表示が村上市杉原__番__号と双方となっておりますけ

ども、こちらはまるっきり他人同士でありまして、住居表示の設定上、たまたま同じ住居表示になることがあるということを市民課のほうに確認をしております。

次に、番号4番、譲渡人、____、譲受人、____、1筆、合計231平米、転用の目的、住宅建築敷地、契約方法は売買による所有権の移転で、対価は____円、10アールあたりに換算しますと約____円、農地区分として第3種農地、備考として、申請者は結婚を機に住宅建築を計画し、申請地を最適地と考え、転用申請するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内(第1種住居地域)の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。木造二階建て1棟、建築面積86.95平米です。

次に、19ページ、番号5番、譲渡人、____、譲受人、____、1筆、合計99平米、転用目的が住宅建築敷地、契約方法は売買による所有権の移転で、対価は____円で、10アールあたりに換算しますと約____円、農地区分は第3種農地で、備考として、申請者は市内のアパートに住んでいますが、このたび利便性等を考え、申請地に住宅を建築するため、転用申請するものです。なお、申請地は上下水道管が埋設された道路に接しており、おおむね500メートル以内に教育施設及び医療施設が存在する。木造二階建て1棟、建築面積61.56平米、全体面積194平米です。

次に、番号6番、譲渡人、____、譲受人が先ほどの5番と同じ、____、1筆、合計99平米の5番、先ほどの番号と同じ転用目的、契約、農地区分となっております。

次に、20ページ、番号7番、貸人、____、借人、____、1筆、合計365平米、転用の目的、住宅建築敷地、契約方法は使用貸借権の設定で、貸人、____と借人、____、____さんのほうが____さんのお孫さんに当たります。農地区分は第2種農地、備考として、申請者は現在の住居が手狭なため、このたび住宅建築を計画し、利便性を考え、申請地に転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、住宅を集落に接続して設置するものです。木造二階建て1棟、建築面積が81.74平米です。

最後に、番号8番、貸人、____、借人、____、1筆、合計766平米、転用の目的、駐車場敷地、契約方法は賃借権の設定で、月額____円です。農地区分は第2種農地、備考として、申請者は電気工事、管工事業務等を営んでいます。このたび業務用及び従業員車両増のため、現在の敷地が手狭となり、申請地を最適地として転用申請するものです。なお、申請地は第2種農地であるが、申請地の周辺に当該事業の目的を達成することが可能な農地以外の土地がない。駐車場20台分です。

次に、場所の説明をします。初めに、番号1番、地図中央より左側、下相川地内の太く囲んだ場所が今回の申請場所となっております。

次に、22ページ、番号2番、新町地内、地図の中央より左手方向、太く囲んだ2筆が今回の申請場所となっております。

次に、番号3番、杉原地内で地図のほぼ中央寄りに太く囲んだ場所が今回の申請場所になってお

ります。

次に、番号4番、学校町地内、地図のちょうど中央付近、四角く囲んだ場所が今回の申請場所です。

次に、番号5番、6番は、福田地内、地図の南北、国道345号線が走っており、その左手方向に細長く囲んだ2筆が今回の申請場所です。

次に、番号7番、指合地内、地図の下方向に細長く囲んだ場所が今回の申請場所です。

最後に、番号8番、地図中央、南北に国道7号線が走っており、そのすぐ左に太く囲んだ場所が今回の申請場所になっております。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） 転用に係る現地調査の報告をお願いいたします。議案番号1番、2番について報告をお願いします。

10番、稲葉委員。

○10番（稲葉浩之君） 10番、稲葉です。議案第4号、番号1について現地調査してまいりましたので、報告いたします。

3月11日午前9時より地区委員全員、事務局より大西次長で調査してまいりました。初めに、事務局より資料に沿って説明があり、その後、譲渡人の_____、譲受人の_____を交え、_____の_____より説明を受けました。今回の申請は、_____、_____が_____の母、_____の農地に自宅を建設するという案件です。現地は、周りが住宅地、ドラッグストア、ホームセンター等の商業地の中にある僅かに残った農地の一部です。被害防除計画についてですが、盛土は50センチ、土留めはL字擁壁、一部土羽打ち、雨水排水は道路側溝に排水、生活雑排水は公共下水道を使用、周辺の農地における日照、通風等の影響については図面で確認でき、農地保全または利用上必要な施設がないこと、農地を蚕食または分断するおそれがないことを確認してまいりました。また、利害関係者との同意も確認でき、許可相当と委員全員で判断してまいりました。以上です。

続きまして、議案第4号、番号2について現地調査してまいりましたので、報告します。3月11日午前9時半より地区委員全員、事務局より大西次長で調査しました。初めに、事務局より資料に沿って説明があり、その後、_____の_____さんより住宅建設計画について説明がありました。現地は、第1種低層住居専用地域に指定されており、周囲は住宅に囲まれ、近くにはクリニック2件、医院2件がある農地です。被害防除計画についても問題なく、周囲に影響を与える農地がないことを確認できたため、全員で許可相当と判断してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（石山 章君） 次に、調査報告を議案番号3番、4番について報告願います。

推進委員9番、東海林委員。

○推進委員9番（東海林善雄君） 先ほどの稲葉さんと同じ、同日、3月11日に農地法第5条申請に

ついて現地の確認を行いましたので、報告をいたします。

当日は、午前10時に転用場所において農業委員4名、最適化推進委員3名、事務局から大西次長が出席し、申請内容について説明を受けました。まず、杉原地内の案件について、_____の___さんの立会いの下、現地確認を行いました。申請地は、35センチから45センチほど盛土し、取水は上水道、汚水排水及び生活雑排水は公共下水道へ、雨水排水は道路側溝を新設し対応する計画です。申請地は、都市計画法に基づく用途地域に指定された地域であり、周辺は住宅化が進んでいます。

次に、学校町の案件につきましても10時30分から委員4名、推進委員3名を立会いの下、_____の___さん立会いの下、現地確認を行いました。取水は上水道、汚水排水及び生活雑排水は公共下水道へ、雨水排水は既設の道路側溝へと排水する計画です。申請地は、都市計画法に基づく用途地域に指定された地域であり、周囲は住宅化が進んでいます。よって、このたびの申請は委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（石山 章君） 次に、調査報告、議案番号5番、6番について報告をお願いします。

3番、遠藤委員。

○3番（遠藤俊樹君） 3番、遠藤です。それでは、農地法第5条の規定による許可申請について、5番、6番の現地確認の報告をいたします。

今月、3月9日午前9時より神林支所男子休憩室において、農業委員4名、推進委員5名、事務局から大西次長が出席いたしました。初めに、資料で説明を受けた後に現地へ移動し、現地で_____立会いの下、確認、説明を受けました。申請地5番、6番は、戦後に開墾された砂地の畑団地で、現在は休耕状態でありました。申請地は、造成は整地工事のみで、砂の流出を防ぐため、周囲をブロックで囲うとのことでした。排水、雨水の処理は、生活排水は下水道へ、雨水は自然沈下で処理とのことでした。また、付近に農業用用水、排水、農道等の施設もないこと、2020年1月に5条の許可された隣にあることから、神林地区としましてはやむなしとのことで合意いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） それでは、次の調査報告は、議案番号7番について報告をお願いします。

2番、板垣委員。

○2番（板垣栄一君） 2番、板垣です。それでは、7番について私のほうからご報告を申し上げます。

今ほど5番、6番、遠藤委員が福田の案件について説明いたしました。その後、引き続き指合地内の現場に移動し、_____の立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、現在両親、祖父母と同居しておりますが、家族が増え、住まいが手狭になったため、隣接する祖父の農地を使用貸借権の設定により転用申請するものであります。申請地は、75センチから90センチほど盛土をして、擁壁を設置いたします。75から90と申しますのは、もともとこの書類の

中にもありますとおりに細なわけでありますので、若干斜めになっておりますので、平らにするためには、若干の差がありますけども、75から90センチというふうなことでありました。取水は上水道、汚水排水及び生活雑排水は公共下水道へ、雨水排水は既設の道路側溝へとする計画であります。周囲に隣接農地はなく、所有者の宅地と道路のため、支障を及ぼすおそれはありません。確認後、このたびの転用申請につきましては委員全員で許可すべきものとの意見になりました。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（石山 章君） 次に、現地調査の報告をお願いいたします。議案番号8番についてお願いいたします。

推進委員6番、富樫委員。

○推進委員6番（富樫 潤君） 推進委員6番、富樫です。朝日地区では3月12日、現地確認を行いましたので、報告いたします。

当日は、午前9時に朝日支所会議室において、農業委員5名、最適化推進委員6名、事務局より大西次長、朝日支所産業建設課の小池室長が出席し、事務局から申請内容について説明を受けました。申請人は、電気工事、管工事業務等を営んでおり、従業員が増え、会社駐車場が手狭になったため、既存の駐車場を拡張し、業務用車両や従業員車両の置場を確保するものです。造成計画としては盛土を行い、被害防除処置としては土羽打ちをし、雨水排水は自然流下の計画です。このことから、周辺の農地への影響はないものと判断し、委員全員で農用地転用についてはやむを得ないとの意見になりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、今ほど説明、また報告のあった議案第4号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） これも特にないようでありますので、議案第4号を許可することに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、28ページ御覧ください。議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借9件、賃貸借の設定が121件、所有権移転の売買が7件、合わせて137件の案件となります。

それでは初めに、使用貸借からです。番号1番、貸人、____、借人、____、土地の表示、村上字押前__番、現況地目、畑、地積860平米、利用権等の種別、使用貸借の設定、期間は10年間、借人は認定農業者であり、再設定となります。

以降9番までが使用貸借の設定の案件となります。

続いて、番号10番から賃貸借権の設定でございます。30ページ御覧ください。番号10番、貸人、北新保__番地__、____、借人、岩船三日市__番__号、____、土地の表示、北新保字砂山__番、現況地目、畑、地積1,706平米ほか3筆、合わせまして4,711平米、利用権等の種別、賃貸借権の設定、期間は10年間、借人は認定農業者でございます。借賃につきましては10アール当たり____円、新規の設定になります。

以下、番号130番までが利用権の設定案件でございます。

続きまして、所有権移転の案件でございます。61ページ御覧ください。番号131番、譲渡人、福田__番地__、____、譲受人、福田__番地__、____、土地の表示、荒川縁新田字吉郎野__番、現況地目、田、地積547平米ほか3筆、合わせまして4,246平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買、対価____円、10アール当たり____円でございます。

めくっていただきまして、番号132番、譲渡人、福田__番地__、____、譲受人、福田__番地__、____、土地の表示、福田字十日市__番__、現況地目、畑、地積80平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買、対価____円、10アール当たり____円でございます。

続きまして、番号133番、譲渡人、中新保__番地__、____、譲受人、中新保__番地__、____、土地の表示、中新保字石郡田__番、現況地目、田、地積2,176平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買、対価____円、10アール当たり____円でございます。

続きまして、番号134番、譲渡人、布部__番地__、____、譲受人、中新保__番地__、____、土地の表示、布部字山辺__番、現況地目、田、地積428平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買、対価____円、10アール当たり____円でございます。

続きまして、番号135番、譲渡人、新発田市豊町__丁目__番__号、____、____、譲受人、中新保__番地__、____、土地の表示、布部字山辺__番、現況地目、田、地積611平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買、対価は____円、10アール当たり____円でございます。

続きまして、右側、63ページを御覧ください。番号136番、譲渡人、大須戸__番地__、____、譲受人、早稲田__番地__、____、土地の表示、塩野町字下野地__番、現況地目、田、地積3,280平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買、対価は____円、10アール当たり____円でございます。

最後に、番号137番、譲渡人、田端町__番__号、____

_____、譲受人、北中__番地、____、土地の表示、北中字蕨平__番__、現況地目、田、地積1,530平米ほか3筆、合わせまして4,569平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買、対価は_____円、10アール当たり_____円でございます。

場所の説明をいたします。65ページ御覧ください。65ページ中央、南北に国道345号線がございます。西側、塩谷集落下の太く囲った1筆と、東側、福田集落の南側に太く囲った3筆が番号131番の案件の位置図になります。

続きまして、66ページ御覧ください。福田地内の十字路の左側に旧砂山小学校、現在の平林小学校になりますが、その右側に太く囲った場所が番号132番の案件の位置図でございます。

続きまして、67ページ御覧ください。中新保集落入りまして、すぐ_____さんの施設があり、その裏側になります太く囲った場所が番号133番の案件の位置図となります。

続いて、68ページ御覧ください。布部集落北側、2か所ほど太く囲ってございます。中央上方面にあります申請地3247が番号134番、その下の申請地3228が番号135番の案件の位置図となります。

続きまして、69ページ御覧ください。塩野町地内の集落、右側、南北に国道7号線走っておりまして、集落の西側、太く囲った場所が番号136番の案件の位置図になります。

最後に、70ページ御覧ください。少し分かりにくいのですが、国道7号線を朝日方面から北中集落カーブしてすぐ辺りの図面となります。このたび7号線北側を太く囲ってございます。こちらが番号137番の案件の位置図になります。位置図の説明は以上でございます。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第5号について審議をいたします。

最初に、議案番号10番について審議いたしますので、議席番号__番、____、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

（__番 _____君退席）

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（ありませんの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしの声がありますが、議案番号10番について承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号10番、承認することに決定いたしました。

（__番 _____君着席）

○議長（石山 章君） _____、議案番号10番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号98番について審議いたします。議席番号__番、____、関連議案ですので、議事に参与できませんので、退席をお願いします。

(__番 _____君退席)

○議長(石山 章君) それでは、質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案番号98番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____君着席)

○議長(石山 章君) _____、議案番号98番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号125番から127番について審議いたしますので、議席番号__番、_____、議席番号__番、_____、議席番号__番、_____、議事に参与できませんので、退席してください。

(__番 _____君、__番 _____君、__番 _____君退席)

○議長(石山 章君) それでは、質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案番号125番から127番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____君、__番 _____君、__番 _____君着席)

○議長(石山 章君) __番、_____、__番、_____、__番、_____、議案番号125番から127番、承認することに決定いたしました。

続いて、議案番号133番から135番までについて審議をいたします。議席番号__番、_____、議事に参与できませんので、退席してください。

(__番 _____君退席)

○議長(石山 章君) 質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案番号133番から135番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____君着席)

○議長(石山 章君) 議席番号__番、_____、議案番号133から135番まで承認することに決定いたしました。

今ほど承認された案件を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第6号 職員の任免についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局長(小川良和君) それでは、本日皆様方の机の上に配付させていただきました議案第6号を御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第6号 職員の任免について説明させていただきます。下記職員を任免することについて、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、委員会の同意を求めるということでございます。

1、免ずる職員、次長、大西恵子、令和3年3月31日。2番、任命する職員、次長、中村宣信、令和3年4月1日付。3番、兼務を解く職員、課長補佐、小池一栄、令和3年4月1日付、同じく係長、遠山純、令和3年4月1日付、同じく係長、近藤和久、令和3年4月1日付。次に、兼務を命ずる職員、課長補佐、高橋和憲、令和3年4月1日付、同じく主査、津野千鶴子、令和3年4月1日付、主査、菅井雄一郎、令和3年4月1日付。

以上です。

○議長(石山 章君) 質疑に入ります。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(ありませんの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしの声がありますが、職員の任免について同意することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、職員の任免については同意することに決定いたしました。

その他について、議案として皆様方からありましたらお願いします。

事務局、どうぞ。

○事務局長(小川良和君) それでは、先月、2月の案件、5条申請、転用の申請で皆さんからご審議いただき、承認いただきました荒川地域の佐々木地内での申請がありました_____さんの案件について、経過報告をさせていただければと思います。

こちらの案件につきましては、先月、地域の集落の同意を得た上で、条件付で、公害防止協定を結ぶことということと市道の払下げを受けることという条件を付して許可を出すということで、2月の定例会ではご承認いただいたところでございますが、その後の経過について説明させていただきます。こちらにつきましては、3月10日、_____さんのほうから集落に対する説明会が行わ

れました。それに基づきまして、今週の月曜日、3月22日付で佐々木集落の区並びに農家組合のほうから同意をいただきましたということで同意書がこちらのほうに提出を受けました。その前に3月16日、この案件につきましては3,000平米を超える案件でございましたので、常設審議会、ネットワークのほうの審議を経ております。こちらについては、支障なしということで承認するということの回答をいただいているものでございました。よって、21日に地元の集落のほうからの同意書が提出されたことを受けまして、同日付でこちらの案件については、先ほど条件を付すということで公害防止協定を結ぶことと併せて市道の払下げを受けることという条件を付した形で許可書のほうを交付させていただきましたので、報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（石山 章君） 今ほど報告あった件を含めて何か。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 議事は終了いたします。

暫時休憩に入ります。2時50分まで休憩。

休憩 午後2時37分～午後2時50分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時45分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和3年3月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員